# 平成30年5月の優しさ通信

## **A**4

### 生活援助 使い過ぎ抑制

### 介護計画 月30~40回で届出 厚労省

- ・厚生労働省は介護が必要な高齢者の身の回りを世話する「生活援助」について、平均以上の利用回数になる介護計画(ケアプラン)を市町村に届けるよう 義務付けます。
- ・過剰な利用を洗い出し、本人の自立支援や重度になるのを防ぐ中身かどうかを検証。
- ・10月から始めます。ケアマネージャーに届出を義務付け。
- ・月30~40回前後の利用が対象で、対象者は年間で数万人規模。
- ・生活援助の利用者(485,000人)は月間平均で11回程度使っています。
- ・そのうち 31 回以上の利用者が 25,000 人を占め、100 回を超える例もありました。

(2018年4月3日 日本経済新聞記事から抜粋引用)



### 介護職員の処遇改善月給 13,660 円増 ベア実施は2割

・厚生労働省は、介護施設で働く常勤介護職員の平均月給が 2017 年 9 月時点で 297,450 円と、前の年と比べて 13,660 円増えたと発表しました。

(2018年4月5日 日本経済新聞記事から抜粋引用)



## 飲み込みやすくし食べきる

- ・体力が低下しがちな高齢者は特に、用意した食材を食べきることが可能かど うかが栄養状態に直結しやすくなります。
- 水分量が少なくパサパサしがちなものは食べにくくなります。
- ・調理器具をうまく活用するのも一案です。
- ・酢の物や酸味の強い果物は、せきや誤嚥を招きやすくなります。
- ・果物は甘さの強い、完熟のものを選びましょう。
- ・適温の飲み物を少しずつ、ゆっくり流し込むとよいでしょう。 (2018年4月28日 日本経済新聞記事から抜粋引用)

"たろうの店 きごころ" 山忠木材株式会社 大阪市大正区千島3-18-9 TEL06-6552-0781 テーマは 「**優しさ**」 福祉について考えます。 優しさ通信NO. 2 ここでは障害者のことを、「障がい者」と記しています。ご理解ください。

## 介護保険料 止まらぬ上昇 自治体の8割上げ/健保も3割 給付抑制が急務

- ・65歳以上の介護保険料は、8割の市区町村で上がりました。
- ・企業の健康保険組合では、全国の約 1400 組合のうち 3 割が 2018 年度に保険料率を引き上げました。介護給付費は過去 10 年間で 57%増えました。
- ・65 歳以上の介護保険は市区町村や広域連合が運営します。保険料は自治体が3年ごとに見直します。月額6000円を超える自治体は前期の1割強から4割に増えました。制度が始まった2000年の全国平均は2911円。大阪府では大阪市は7927円が最も高額。
- ・ 40~64 歳の会社員らが負担する介護保険料は、2018 年度の月平均が 5723 円。 10 年前に比べ 45%増えました。
- ・介護給付費は2015年度で約9兆円。10年間で57%増えました。この間の国民 医療費の伸びは3割弱。
- ・「団塊の世代」が全員 75 歳以上となる 2025 年度には、65 歳以上の保険料はさらに上昇。

#### ※介護保険制度 自己負担、一部3割に上げ

- ・介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みとして 2000 年度に始まりました。
- ・市区町村から認定を受けた利用者がトイレや食事の支援のほか、掃除、洗濯などのサービスを受けられます。40歳から保険に加入します。
- ・介護保険サービスの費用は、自己負担分を除いて半分を介護保険料、残り半分を国と地方自治体の公費で賄います。
- ・保険料は65歳以上が市区町村を通じて支払う第1号保険料と、40~64歳の現役世代が健康保険組合など医療保険者を通じて支払う第2号保険料からなります。
- ・自己負担は原則 1 割で高所得者は 2 割を支払います。 (2018年4月19日 日本経済新聞記事から抜粋引用)





## 今月の福祉用具一移乗関連用具

### その5 移乗動作で使用される用具

### 段差解消機

- ・日本の木造建築の場合、建物を保護するために地面から45cm床を上げることが建築基準法で決められており、車いす利用者などが玄関の上がり框を自由に出入りすることは困難でした。
- ・段差解消機はおおむね1m以内の段差がある場合などで、スロープを設置するスペースが十分にない時などに有効です。
- ・置くだけで使用でき、しかも最も下に降りた時に人や車いすの乗るテーブルが地面より1.5 cm程度になるものも開発されています。
- ・昇降は主導のものと電動のものがあります。
- ・転落防止や柵などがしっかり取り付けられているものや昇降時、特に上昇したときにテーブルの揺れが少ないものが安全です。

(参考:福祉住環境コーディネーターテキスト&福祉用具専門相談員研修用テキストより)

